

## 特別養護老人ホームあぶと健生苑 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(広島県指定 第3471505416号)

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所する場合（契約の終了について）	10
7. 残置物引取人	11
8. 苦情の受付	11
9. 事故発生時の対応	12
10. 虐待の防止について	13
11. 身体拘束について	13
12. 継続計画の策定について	13
13. 衛生管理等について	13

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人健生会
- (2) 法人所在地 広島県福山市沼隈町大字能登原字明神 1436 番 1
- (3) 電話番号 084-987-1299
- (4) 代表者氏名 理事長 定藤 英治
- (5) 設立年月 平成18年8月4日

## 2. 利用施設

- (1) 施設の種類 ユニット型個室
- (2) 施設の目的 心身機能の低下により、常時、介護を必要とする方に生活していただく事を目的とした施設です。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホームあぶと健生苑
- (4) 施設の所在地 広島県福山市沼隈町大字能登原字明神 1436 番 1
- (5) 電話番号 084-987-1299 (9:00~18:00)
- (6) 施設長 氏名 中山 照子
- (7) 当施設の運営方針  
施設サービス計画書(ケアプラン)に基づき機能回復訓練、入浴、排泄、食事等の介護サービスをあたたかい家庭生活と同様に行えるよう提供し、日常生活上、健康上及び療養上のお世話をすることを運営方針とする。
- (8) 開設年月 平成19年6月1日
- (9) 入所定員 100人

## 3. 居室の概要

- (1) 居室等の概要  
当施設では以下の居室・設備をご用意しています。居室への入所に当たってご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、入所者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	100室	全室ユニット型個室
共同生活室	各ユニット	2・3階ホール(本館)2階ホール(北館)
機能訓練室	1室	【主な設置機器】 平行棒・その他
浴室	各フロアー	機械浴槽・一般浴槽・シャワー
医務室	1室	静養室
地域交流スペース	1室	

☆居室の変更: ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその諾否を決定します。また、入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入所者やご家族と協議の上決定するものとします。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	48名以上	33名
3. 生活相談職員(兼務)	1名	1名
4. 看護職員(兼務)	7名以上	3名
5. 介護支援専門員	1名	1名
6. 医師（非常勤）	1名	1名
7. 管理栄養士(兼務)	4名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延長時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	随時
2. 介護職員	早③：7:00～16:00 早⑥：8:00～17:00 日①：9:00～18:00 遅③：11:00～20:00 準②：14:00～23:00 夜④：23:00～8:00
3. 看護職員	早⑥：8:00～17:00 早⑧：8:30～17:30 日①：9:00～18:00

## 5. 施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入所者に対して以下のサービスを提供します。

〈サービスの概要〉

### ①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入所者の自立支援のため離床して食堂・デイルームにて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：8：00～      昼食：12：00～      夕食：18：00～

### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方は一般浴槽及び機械浴槽を使用して入浴することができます。

### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員又は、看護職員により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

### ⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、診療及び健康管理を行います。

### ⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第5条参照）

次の料金表によって、入所者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費・食費に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、入所者の要介護度に応じて異なります。）

ユニット型個室（1割負担の場合）

1. 入所者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 6,700円	要介護度2 7,400円	要介護度3 8,150円	要介護度4 8,860円	要介護度5 9,550円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,030円	6,660円	7,335円	7,974円	8,595円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	670円	740円	815円	886円	955円
4. 居住に係る自己負担額	円				
5. 食事に係る自己負担額	円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	円	円	円	円	円

ユニット型個室（2割負担の場合）

1. 入所者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 6,700円	要介護度2 7,400円	要介護度3 8,150円	要介護度4 8,860円	要介護度5 9,550円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,360円	5,920円	6,520円	7,088円	7,640円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,340円	1,480円	1,630円	1,772円	1,910円
4. 居住に係る自己負担額	円				
5. 食事に係る自己負担額	円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	円	円	円	円	円

ユニット型個室（3割負担の場合）

1. 入所者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,700円	要介護度 2 7,400円	要介護度 3 8,150円	要介護度 4 8,860円	要介護度 5 9,550円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,690円	5,180円	5,705円	6,202円	6,685円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	2,010円	2,220円	2,445円	2,658円	2,865円
4. 居住に係る自己負担額	円				
5. 食事に係る自己負担額	円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	円	円	円	円	円

☆入所者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入所者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。（概ね3年に1回介護報酬の見直しがあります）

☆当施設は、指定介護老人福祉施設サービスの加算について下記内容を加算します。

サービス内容	単位 (1割負担)	単位 (2割負担)	単位 (3割負担)	備考
日常生活継続支援加算	46	92	138	要介護度の高い高齢者に対して質の高いケアを実施した場合。
栄養マネジメント強化加算	11	22	33	管理栄養士が栄養ケア計画に基づき管理を行う場合。
夜勤職員配置加算	33	66	99	夜間における手厚い職員配置をしている場合。
看護体制加算 (I)	4	8	12	常勤の看護職員の配置や手厚い看護職員を配置している場合。
(II)	8	16	24	
看取り介護加算 (I)	1,280	2,560	3,780	死亡日。
	680	1,360	2,040	死亡日以前2日又は3日（1日につき）。
	144	288	432	死亡日以前4日以上30日以下（1日につき）。
	72	144	216	死亡日45日前～31日前（1日につき）
療養食加算	6(1食)	12(1食)	18(1食)	療養食を提供した場合。
初期加算	30	60	90	入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様。
個別機能訓練加算 (I)	12(1回)	24(1回)	36(1回)	個別機能訓練計画書に基づき機能訓練を実施した場合。

個別機能訓練加算(Ⅱ)	20(月)	40(月)	60(月)	加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている事。
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20(月)	40(月)	60(月)	上記の(Ⅱ)に加え口腔衛生管理加算(Ⅱ)、栄養マネジメント強化加算を算定し個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画を行なった場合。
口腔衛生管理加算	90(月)	180(月)	270(月)	歯科医師の指示の下歯科衛生士が専門的治療を月2回以上行った場合。
経口維持加算(Ⅰ)	400(月)	800(月)	1,200(月)	経口維持計画に基づき、誤嚥が認められる方に対し歯科医の指示の下、定期的に食事の観察、検討を実施し栄養管理を行った場合。
経口維持加算(Ⅱ)	100(月)	200(月)	300(月)	上記の加算を算定し、食事の観察介護等に歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合算定可。
安全対策体制加算(入居時に1回)	20	40	60	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている事。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	80	120	入居者ごとの心身の状況等の基本情報を厚生労働省に提出している事。またサービス提供に当たり上記の規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している事。
認知症ケアチーム推進加算(Ⅱ)	120(月)	240(月)	360(月)	入所総数の半数以上が日常生活上注意を要する認知症である事。また、認知症介護に関する専門的研修修了者を配置し、その入所対象者に対する評価を計画的に行う認知症ケアチームを組んでいる事。
退所時情報提供加算	250(1回)	500(1回)	750(1回)	医療機関へ退所する入所者等に同意を得た上で、医療機関に対し心身の状況、生活歴等を示す情報提供を行なった場合。
退所時栄養情報連携加算	70(1回)	140(1回)	210(1回)	医師は低栄養と判断した入所者が医療機関等に退所する際に栄養管理に関する情報提供を行なった場合。
協力医療機関連携加算	100(月)	200(月)	300(月)	入所者等の病状が急変した場合等に協力医療機関の医師と看護職員が相談対応を行なう体制、または診療及び入院の受け入れの体制が常時確保されている場合。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10(月)	20(月)	30(月)	利用者の安全や介護サービスの質の確保や職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施した場合(見守り機器の導入、年1回業務改善取組の効果を示すデータの提供)
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100(月)	200(月)	300(月)	上記の(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組の成果が確認されている事。
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5(月)	10(月)	15(月)	感染対策向上加算に係る届出を行なった医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実施指導を受けている事。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（基本料金＋加算）×利用回数×14.0%（1円未満の場合は四捨五入）
---------------	------------------------------------

※上記の加算の算定については職員の体制等により異なります。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

当施設の居住費・食費の負担額 （日額）

利用者負担段階	ユニット型個室	食費
第2段階	820円	390円
第3段階①	1,310円	650円
第3段階②	1,310円	1,360円
第4段階	2,200円	1,600円

\*（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事

入所者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪

月に約1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,800円（洗髪・パーマ料金別途必要）

③事務管理費

貴重品管理として事務管理費を徴収させていただきます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりする物：小口現金、上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

利用料金：1か月あたり1,000円

④家族会費

当施設入所者の家族及び親族で構成しております。

1か月あたり1,000円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等の入所者の日常生活に要する費用で、入所者が負担することが適当であるものについては、その費用を負担いただきます。（別紙参照）おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。なお、日常生活品費（バスタオル、タオル、おしぼり、ティッシュペーパー等）として1日270円の負担をいただきます。

⑥電気代金

各居室で使用の電化製品（テレビ、冷蔵庫、電気毛布等）及び在宅酸素、エアマット等の医療機器の設置に伴う電気代として一品につき1日50円を負担いただきます。

⑦契約書第 19 条に定める所定の料金

入所者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(但し 14 日以内に限る)

	要介護度 1 0 円	要介護度 2 0 円	要介護度 3 0 円	要介護度 4 0 円	要介護度 5 0 円
--	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

入所者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 0 円

⑧ハウスクリーニング代

施設を退所される際、ハウスクリーニング代として 28,000 円を負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 5 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は 1 か月ごとに計算し、月末締め翌月 15 日までに請求書を送付致しますので、翌月 27 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定口座からの自動引き落とし</li> <li>・銀行振り込み</li> </ul> |
|--|

(4) 入所中の医療の提供

入所中に医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。(ただし、下記の医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。)なお、入所者の希望により下記以外の医療機関での診療や治療を受ける場合は送迎費として片道 1 回につき 500 円別途いただきます(市外への通院は片道 1 回 1,000 円となります)。

①協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人 社団 沼南会 沼隈病院
所在地	福山市沼隈町中山南 4 6 9 - 3
電話番号	0 8 4 - 9 8 8 - 1 8 8 8

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ひらい歯科
所在地	福山市道三町 7 - 1 4
電話番号	0 8 4 - 9 3 2 - 3 2 2 3

③協力眼科医療機関

医療機関の名称	柳津にしきおり眼科 (往診のみ)
所在地	福山市柳津町 4 - 2 - 5
電話番号	0 8 4 - 9 3 3 - 7 7 7 5

## 6. 施設を退所する場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期間は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入所者に退所していただくことになります。（契約書第13条参照）

- ① 要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や重大な損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤ 入所者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）入所者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、入所者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに申し出を行なって下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 入所者が入院した場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従業者が守密義務に違反した場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の利用者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

### （2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 入所者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ 入所者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を維持しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- ④ 入所者が連続して2か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ⑤ 入所者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。
- ⑥ ご契約者及び後見人、保証人、身元保証人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの行為を行った場合、事業者は、文書で契約解除を通知する事により、即座にサービスを終了することができます。
- \*サービス利用にあたっての禁止行為
1. 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
  2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
  3. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットやSNSなどに掲載すること。

\*入所者が病院等に入院された場合の対応について\* (契約書第18条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

#### ① 2か月以内の退院が見込まれない場合

概ね2か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

#### ②入院のため、一旦退所された場合

入院のため、一旦退所された方で、入院日から概ね2ヶ月以内に退院された場合、再び当施設に入所することができます。ただし、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設の短期入所生活介護事業所の居室に入所していただく場合があります。

#### (3) 円滑な退所のための援助 (契約書第17条参照)

入所者が当施設を退所する場合には、入所者の希望により、事業者は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者に対して行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

#### 7. 残置物引取人 (契約書第20条参照)

契約締結にあたり、身元引受人を定めていただきます。

また、入所契約が終了した後、当施設に残された入所者の所持品(残置物)を入所者自身が引取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第22条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、入所者又は残置物引取人にご負担いただきます。

## 8. 苦情の受付（契約書第 22 条参照）

当施設は苦情受付窓口を設置し入所者・家族からの苦情に迅速・適切に対応します。

又、当施設への苦情やご意見は行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

### （1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます（受付時間 9：00～18：00）

- 苦情受付窓口 担当者 [職名] 生活相談員 山内 幸一  
担当責任者 [職名] 施設長 中山 照子  
第三者委員 [職名] 法人監事 井上 幸生  
[職名] 保育所園長 平岡 明美

### （2）行政機関その他苦情受付機関

福山市役所 介護保険担当課	所在地／福山市東桜町 3 番 5 号 電話番号／（084）921-2111 受付時間／8：30～17：00
国民健康保険団体連合会 介護保険調査指導係	所在地／広島市中区宝町 4-23 電話番号／（082）554-0783 受付時間／8：30～17：00
広島県社会福祉協議会	所在地／広島市南区比治山本町 12-2 電話番号／（082）254-3416 受付時間／8：30～17：00
尾道市役所 高齢者福祉課	所在地／尾道市久保 1 丁目 15 番 1 号 電話番号／（0848）25-7118 受付時間／8：30～17：00

## 9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、家族への連絡など必要な措置を講じ事故の状況や事故に際して採った処置について記録し賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行います。

事故発生時等の担当者	施設長 中山 照子
------------	-----------

## 10. 高齢者虐待防止対策

入居者の虐待防止に関する指針を整備し、委員会の開催、職員研修を定期的実施します。また、高齢者虐待防止担当者を置き、入居者等からの苦情の解決体制の整備等、虐待防止のための措置を講じます。

高齢者虐待防止担当者	施設長 中山 照子
------------	-----------

### 1 1. 身体的拘束について

事業者は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。

(3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。

③身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。

④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施します。

身体的拘束に対する担当者	施設長 中山 照子
--------------	-----------

### 1 2. 継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に2回以上実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 1 3. 衛生管理等について

(1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年2回以上実施します。
- ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

以上

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホームあぶと健生苑

説明者職名

説明者氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入所者氏名

印

身元引受人氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造スレートぶき 地上3階 (本館)  
鉄骨造合金メッキ合板ぶき 地上2階 (北館)
- (2) 建物の延べ床面積 2,620㎡ (本館)  
781.17㎡ (北館)

### (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【あぶと健生苑短期入所生活介護事業所】	平成19年6月1日指定	定員60名
【あぶと健生苑通所介護事業所】	平成19年6月1日指定	定員35名
【あぶと健生苑居宅介護支援事業所】	平成19年4月1日指定	
【認知症対応型共同生活介護事業所あぶとの家】	令和2年5月1日指定	定員18名

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

介護職員————入所者の日常生活の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

2名の入所者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員————入所者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員————主に入所者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名以上の看護職員を配置しています。

介護支援専門員——入所者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

1名以上の介護支援専門員を配置しています。

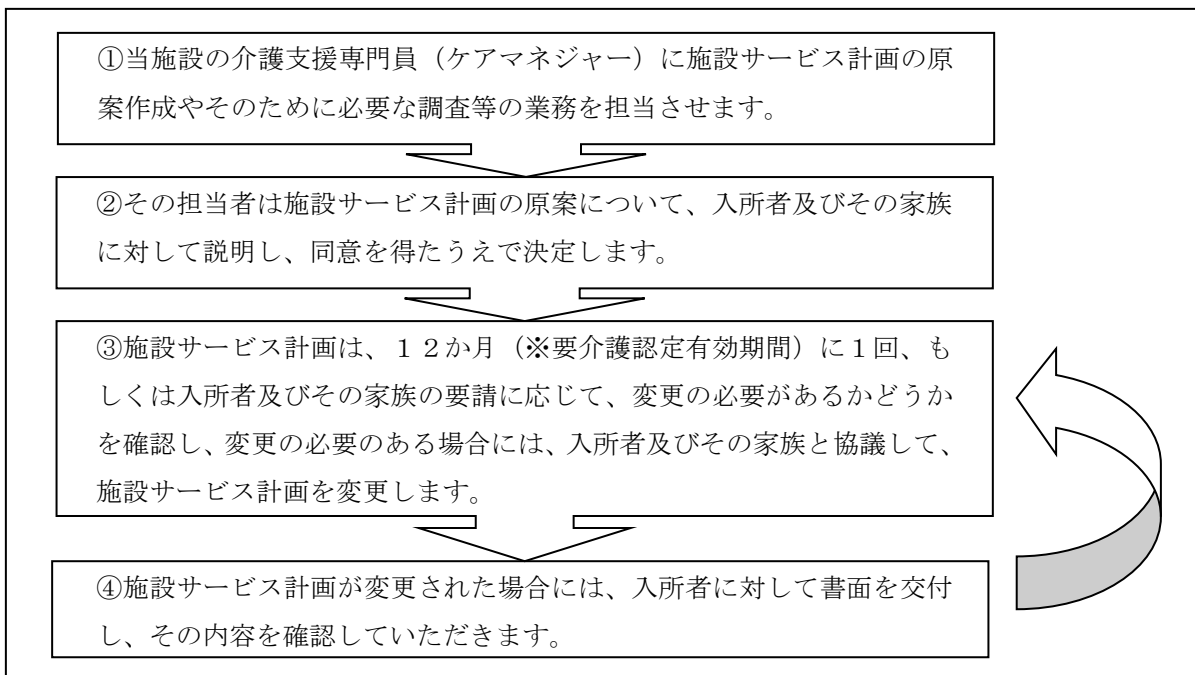
医師————入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の嘱託医師を配置しています。

### 3. 契約締結からサービスまでの流れ

入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、入所者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ①入所者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②入所者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入所者から聴取、確認します。
- ③入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④入所者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、入所者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。  
ただし、入所者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た入所者又は家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、入所者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入所者の心身等の情報を提供します。  
また、入所者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、入所者の同意を得ます。

当施設の利用にあたって、施設に入所されている他の利用者との共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込み

食品・物品・衣料品等を持参された際は、入所者本人に渡す前に必ず現場の職員に申告して下さい。

季節によって、または特別の状況がある場合は、持ち込むことができないものがあります。

(2) 面会

面会時間 9：00～17：00（但し、これ以外の時間に面会をご希望される方は事前にご連絡下さい。）

※来訪者は、面会簿に必要事項を記入して下さい。

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

※なお、外泊期間中は、居住に係る自己負担額をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、食費に係る自己負担額は免除されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いただきます。

○入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

ただし、その場合、入所者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内は全館禁煙ですので喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 6. 損害賠償（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任により入所者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められる場合には、入所者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。